

発明の要旨認定と有効性の関係について

知的財産事例研究会
弁護士・弁理士 辻本 希世士

— 知財高判平成25年7月16日（平成24年（行ケ）第10332号審決取消請求事件） —

第1 事案の概要

1 特許請求の範囲の内容

本件は、拒絶査定不服審判において請求不成立の審決を受けた特許出願（特願2004-100928）についての審決取消請求事件である。

前記審決を受けた際の本願発明の特許請求の範囲は、以下のとおりである。

〈特許請求の範囲〉

- a 第1面と第1側面を有する平面又は曲面状の金属体において、
 - b 前記第1面から前記金属体の裏面にかけて前記金属体の厚さ方向に貫通し、長さ方向において前記第1側面に開口された第1スリットを形成した陰極と、
 - c 第2面と第2側面を有する平面又は曲面状の金属体において、前記第1スリットの位置に対応して配置され、前記第2面から前記金属体の裏面にかけて金属体の厚さ方向に貫通し、長さ方向において前記第2側面に開口された第2スリットを有した陽極と、
 - d 第3面と第3側面を有する平面又は曲面状の絶縁体において、前記第1スリット及び前記第2スリットの位置に対応して配設され、前記第3面から前記絶縁体の裏面にかけて、前記絶縁体の厚さ方向に貫通し、長さ方向において前記第3側面に開口されたスペーサスリットを有し、少なくとも前記第1スリットの貫通部分には存在せず、前記スペーサの前記第3面が前記陰極の前記裏面と接合し、前記スペーサの裏面が前記陽極の前記裏面と接合して、前記陰極と前記陽極とを絶縁して保持するスペーサと、
- から成り、
- e 前記第1側面における前記第1スリットの開口部と、前記第2側面における前記第2スリットの開口部との間がアーク放電領域となる
 - f ことを特徴とするアーク放電電極。

本願発明は、【図1】のように、上から順に金属体（第1面、陰極）、絶縁体（第3面）、金属